

建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金（建設企業向け）について

1 事業の目的

将来を担う若年入職者の確保や若い世代への技術継承に向けた取組に要する経費に対して補助することにより、建設企業の活力の再生や建設業若年従事者の就業機会の確保につなげ、建設産業の持続的な発展を図る。

2 事業概要

- (1) 補助対象者 : 建設業を営む中小企業者（※）または当該中小企業者が代表となる協力会社との共同体
※兵庫県内に本店を有し、令和3年4月1日時点で建設業法第3条に基づく許可の取得が5年を超えている者
※資本の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社または個人
- (2) 補助対象期間 : 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
※事業計画承認日が、補助対象期間の始期
※経費の支払いは、令和4年3月31日までに完了することが必要
- (3) 補助金額の上限 : 1人あたり50万円（1企業あたり1人まで）
- (4) 補助率 : 補助対象経費の1/2以内
- (5) 補助対象事業

事業の区分	事業の内容・要件
定時制高校生等入職促進事業	定時制高校生・通信制高校生を含む若年未就業者を期間雇用し、働きながら技能を習得するための訓練を実施する事業 （事業対象者：定時制・通信制高校生及び令和3年4月1日時点で満29歳以下の未就業者 雇用期間 : 令和3年4月1日以降から3ヶ月以上の期間雇用が必要（正規採用者は不可、概ね週3日、1日当たり4時間以上の勤務） ※なお、兵庫県が実施する建設業育成魅力アップ協議会事業への協力を依頼する場合がある（1日程度）

- (6) 補助対象経費：賃金（通勤手当、時間外手当等を含む）、社会保険料（事業主負担分）

(7) 帳簿等の整理

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿、証拠書類を整理し、補助事業が完了した翌年度から5年間の保存が必要

3 手続きの流れ

(1) 事業計画の募集・承認

補助金の申請に先立ち、事業計画の承認が必要

・令和3年4月1日（木）から随時申請

なお、予算の都合上、採択されない場合があります。

(2) 補助金の交付申請

事業計画の承認の後、期間雇用者を確保できた段階で補助金交付申請書等を提出

(3) 補助金の交付決定

補助金交付申請書に基づき、内容審査のうえ、補助金の交付を決定

(4) 補助金の実績報告の提出（提出期限：事業完了の日から起算して30日を経過した日もしくは令和4年4月8日（金）のいずれか早い日）

補助金実績報告書の提出、証拠書類等の確認

(5) 補助金の請求及び交付

確認終了後、請求に基づき補助金を交付